

令和2年度

北上市奨学生募集要項

北上市では、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材の育成を目的に、経済的理由により高等学校や大学等に修学困難な者に対して、奨学金を無利子で貸与します。

また、この奨学金の貸与を受けた奨学生が、卒業後に北上市内に居住し、就職して市民税を納付している等の要件を満たした場合、奨学金返還金の半額を減免する制度があります。

【受付期間】

令和2年2月3日（月）～令和2年3月27日（金）

【申請及びお問い合わせ先】

〒024-8501 北上市芳町1番1号

北上市教育委員会教育部総務課（本庁舎4階3番窓口）

電話：0197-72-8256（直通）

1 申請資格

次のいずれにも該当する者が申請できます。

- (1) 保護者が北上市に住所を有する者

※ 生徒本人の進学先・在籍校が市外・県外でも申請可能です。

- (2) 令和2年4月に次の学校に進学又は在学する者

ア 高等学校等

高等学校、専修学校高等課程、高等専門学校（1～3年）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部

イ 大学等

高等専門学校（4・5年）、専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院、職業訓練校北上コンピュータ・アカデミー

- (3) 学資の支弁が困難である者

- (4) 心身ともに健康で、令和2年3月に在学する学校の学業成績の評定（5段階評価）が概ね次に該当する者

ア 進学する者 平均3.5以上

イ 在学中の者又は他校へ編入する者 平均3.0以上

※ ただし、上記に関わらず、特に人物が優れた者で奨学金を貸与することによって優れた学業成績を修める見込みがある者又は特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる者等について、学校からの推薦がある場合は、この基準に満たないときでもそれらを考慮し総合的に判断します。

※ 上記(3)、(4)について、詳しくは別添の「北上市奨学生選考基準」及び「北

上市奨学生家計基準判定表」を御参照ください。

2 貸与月額及び貸与予定者数

区 分	貸与予定者数	貸与月額（無利子）
高等学校等	5人程度	10,000円
大 学 等	30人程度	30,000円

3 貸与期間

奨学生採用時から最短修学期間

（休学等により貸与を休止していた期間は除く。）

4 奨学金の貸与方法

- (1) 奨学金は、毎月14日（土・日及び祝祭日の場合は、直前の平日）に、奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。
- (2) 新たに奨学生となった方の4月から5月分の奨学金は、6月に3箇月分をまとめて振込む予定です。（初回振込日は決定通知書を送付する際にお知らせします。）

5 申請受付期間

令和2年2月3日（月）から令和2年3月27日（金）まで【期限厳守】

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

※ 郵送による提出は不可とします。

6 連帯保証人

申請には、次に掲げる2名の連帯保証人（市税を滞納していない方に限りま
す。）からの同意と署名が必要です。連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金返
還の義務を負うことになります。

- (1) 保護者又は親権者
- (2) 同居の家族以外の生計を別にしている者（以下「別生計連帯保証人」という。）
で次の条件を全て満たす人
ア 奨学金の返還に必要な資力を有する者で保護者及び親権者を除く4親等
以内の成年親族（おじ、おば、兄弟・姉妹、いとこ等）

イ 申請時に65歳未満の人

※ やむを得ず上記以外の人を選任しようとする場合は、事前に担当までお問
い合わせください。

7 申請書類

申請には、次に掲げるすべての書類をそろえて提出してください。

なお、申請書類への連帯保証人の押印は、印鑑登録された印鑑で行ってくださ
い。

- (1) 奨学金貸与申請書…様式第1号

(2) 家庭状況調書…様式第2号

生計を一つにする家族全員分について記入してください。

※ 特記事項の中で該当するものがある場合は、別表1に該当する書類を提出してください。

(3) 奨学生推薦書…様式第3号

令和2年3月まで在学の学校が発行するもの

令和2年3月に在学していない場合は、直近の卒業校が発行するもの

(4) 誓約書…様式第4号

(5) 同意書…様式第5号

(6) 口座振込受領申出書

振込口座は、奨学生本人名義の普通又は当座口座とします。

(7) 奨学生本人名義の通帳書面の写し

(8) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名分）

(9) 市税納税証明書（連帯保証人2名分）

※ 北上市で課税されている連帯保証人が、奨学金貸与申請書中の「市税の納付に関する調査同意書」に同意した場合は、提出を省略することができます。

(10) 家族の収入に関する証明書類

ア 申請者と同一生計で収入のある家族全員分について、別表2に該当する書類を提出してください。

イ 保護者が失業中又は失業していた場合は、その事実を確認できる書類（雇用保険の離職証明書等）を提出してください。

(11) 別生計連帯保証人の収入に関する証明書類

別生計連帯保証人が返還に必要な資力を有していることの証明書類として、別表2の①又は②に該当する書類を提出してください。

別表2の①及び②のどちらにも該当する収入がない場合は、年金振込通知書、預金残高証明書等の収入や資産を明らかにする書類と返還保証書を提出してください。

※ 別表2の①又は②の書類を提出した方で奨学金の返還に必要な資力の確認ができないときは、上記と同様に返還保証書を提出していただく場合があります。

(12) 学業成績証明書

奨学生推薦書の交付を受けた学校が発行するもの

(13) 在学証明書

進学する人は、申請時に合格通知書の写しを提出してください。なお、

進学する人及び在学中の人とも、令和2年4月1日以降に発行した在学証明書を4月10日（金）までに提出してください。

8 奨学金の貸与決定及び通知

受付期間の終了後、北上市奨学生選考委員会において申請者の世帯収入状況、人物、学力、就学困難の程度など総合的に審査し、奨学金の必要性が高いと判断された方を優先して奨学生として貸与することを決定します。なお貸与の可否の決定結果は、保護者宛に6月中旬までに通知する予定です。

9 貸与決定後（貸与中）の手続き

奨学生は、毎年度末に成績証明書を提出する必要があります。成績証明書の未提出又は学業成績が不振の場合は、奨学金を廃止することがあります。

10 奨学金の返還

- (1) 奨学金は、卒業、退学、貸与辞退等の事由により、貸与が終了し、貸与が終了した月の翌月から15年以内に全額返還しなければなりません。
- (2) 貸与が終了するときに提出していただく返還計画書により、年賦・半年賦・月賦の方法で返還していただきます。繰上げ償還をすることもできます。
- (3) 奨学金は、奨学生本人が全額返還する義務を負うものです。奨学生が返還できなくなった場合は、連帯保証人が奨学生に代わって返還しなければなりません。そのことを奨学生本人、連帯保証人とも御理解のうえ申請してください。
- (4) 奨学金の返還は無利子ですが、上記の返還計画書に基づく返還を滞納した場合は、民法の規定による遅延損害金を徴収することがあります。

11 奨学金の返還猶予

奨学生が進学したときや病気、負傷その他やむを得ない事情がある場合、申請により返還を猶予することができる制度があります。

12 奨学金の返還減免

奨学生が、次のいずれかに該当する場合、申請により奨学金返還金を減免することができます。

- (1) 奨学生本人が亡くなった場合
- (2) 奨学生本人が病気、負傷その他やむを得ない理由により返還が困難な場合
- (3) 市内に住所を有し、(市内外問わずに) 就業している者で、次のいずれにも該当する場合（**地元就業支援奨学金返還減免制度**）
 - ア 前々年の所得が一定の基準を超える者
 - ※ ただし、産前・産後休業、育児休業取得者はこの限りではありません。
 - イ 市税及び奨学金返還金を滞納していない者

◆地元就業支援奨学金返還減免制度◆

【減免額】年間の返還額の1/2（限度額：貸与総額の1/20）

（例）大学4年間貸与を受け、15年間均等に返還する場合

① 貸与総額 月 30,000 円 × 12 月 × 4 年 = 1,440,000 円

② 年間の返還額

（貸与総額） （返還年数）

1,440,000 円 ÷ 15 年 = 96,000 円

③ 年間の減免額

（年間の返還額） （減免率） （年間の減免額）

96,000 円 × 1/2 = 48,000 円（月あたり 4,000 円）

※ 減免の決定は、年度ごとに実施します。

※ この制度の適用のために相当の期間、返還を猶予することができます。

13 他の奨学金制度との併用

北上市奨学金は、他の奨学金制度と併用することができます。ただし、他の制度が併用を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

14 その他

- (1) 応募に関する個人情報につきましては、北上市個人情報保護条例に基づき、目的外には使用せず、適正に管理、破棄を行います。また、提出された書類等は、貸与の可否に関わらず一切返却しませんので、御了承願います。
- (2) その他不明な点、質問などがある場合は、担当までお問い合わせください。

15 ホームページ

募集要項は市ホームページ (<http://www.city.kitakami.iwate.jp>) にも掲載しております。

また、各種様式もダウンロードすることができます。

【ホーム>くらし・市政の情報>子育て・教育>教育委員会>就学支援・奨学金】

16 お問い合わせ先

〒024-8501 北上市芳町1番1号

北上市教育委員会教育部総務課総務係（本庁舎4階3番窓口）

電話：0197-72-8256（直通） FAX：0197-65-3790

E-mail：ksomu@city.kitakami.iwate.jp

別表 1

特記事項に関する証明書類

特記事項	必要書類
① ひとり親家庭世帯	なし（申請受付時に確認します。）
② 障害者がいる世帯	身体障害：身体障害者手帳の写し 知的障害：療育手帳の写し 精神障害：精神障害者保健福祉手帳の写し
③ （単身赴任等で）主たる生計維持者が別居の世帯	直近3か月分の家賃・光熱水費（電気・ガス・水道）の領収書の写し ※ 領収書がない場合は、通帳又はクレジットカード会社の明細書の写しと請求書を併せて提出してください。 ※ 家庭の事情や介護等の理由により、自発的に別居している場合は対象外です。
④ 長期療養者（6か月以上の療養をしている者）がいる世帯	次に該当する直近6か月分の領収書の写し 1 医師・歯科医師への診断・治療費 2 病院・診療所への入院費用 3 マッサージ・はり・きゅう・柔道整復等の治療費 4 治療又は療養のための医薬品費 5 病院・診療所への通院費用 6 看護人に対して支払う費用 7 介護保険法による「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額
⑤ 過去1年間に火災、風水害等又は盗難等の被害を受けた世帯	罹災・被災証明書（又は盗難届の証明書） 被害により生じた実費を証明する領収書の写し ※ 被害を受けるまでの家屋に居住できないことに伴う賃貸費、生活費を得るための生産手段（田・店舗等）が使用不能となった場合の売上の減少（又は増加した費用）が該当します。 ※ 該当する世帯は、家庭状況調書（様式第2号）の「特記事項」の「その他の事情」に記入すること。
⑥ ①～⑤以外の事情	奨学生の選考において、考慮すべき事情と判断した場合は、その事情を証明することができる書類等の提出を求めますので、あらかじめご準備願います。

別表 2

収入に関する証明書類

(①～⑧までの対象となる年収は、平成31年1月から令和元年12月分です。)

収入状況	必要書類
① 確定申告又は市民税・県民税申告をしている	確定申告書(控)又は市民税・県民税申告書(控)の写し (令和2年2月～3月に行ったもの) 確定申告書(控)に税務署等の受付印がない場合は、所得証明書又は課税証明書(申込時点で発行できる直近の年の分)も添付してください。(確定申告書+所得証明書等の2点を用意。)
② 給与を受けている	源泉徴収票 (勤務先から令和元年12月～令和2年1月に交付) 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 (写し可)
③ 年金を受給中(遺族年金を含む)	年金振込通知書又は年金額改定通知書の写し (日本年金機構等より交付)
④ 傷病手当金を受給中	傷病手当金通知書の写し (日本年金機構等より交付)
⑤ 雇用保険基本手当(失業給付)を受給中	雇用保険受給資格者証の写し (ハローワークより交付)
⑥ 生活保護を受けている	保護決定(変更)通知書の写し (北上市保健福祉部福祉課より交付) ※ 生活保護適用証明書は不可で、必ず保護受給額が記載された証明書が必要です。
⑦ 祖父母、その他親戚等からの援助金(養育費、慰謝料等を含む)で生活している	援助金の年額の証明(様式自由:援助者から)
⑧ 収入が無く、預貯金で生活している	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3ヶ月分程度の記帳の部分)のコピー
⑨ ①～⑧の場合であっても、諸事情により前年に比べ年収が著しく増減することが見込まれる場合	令和2年中の収入を推算できる書類【例】 1 新勤務先の労働条件通知書又は3か月分以上の給与明細の写し 2 帳簿等の写し(年収、所得を推算し、余白に計算式を記入してください。) 3 その他、令和2年中の収入を推算できる書類

備考 ②又は③の収入金額が、①の確定申告書(控)等に記載されている場合は、②又は③の書類の提出は不要です。